

Ⅱ 初めて外国人児童生徒等が入学又は編入してきたとき

1 外国人児童生徒等の受入れ体制について

(1) 学校全体の児童生徒への指導

外国人児童生徒等が、所属する学級（在籍学級）での学習活動に参加できるようにするためには、多くの支援が必要です。学びの拠点は、在籍学級にあるので、そこで児童生徒が安心して学び、生活できることは非常に重要です。

外国人児童生徒等が学級で受け入れられるためには、「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」等の教育が必要不可欠です。違いを認め、互いに助け合える共生を目指した学級、学校であることこそが大切です。

(2) 学校の受入れ体制づくり

学校に外国人児童生徒等が一人でも在籍していれば、日本語指導をはじめ特別な指導が必要となります。学校では、すべての児童生徒が安心して過ごせる環境を整え、校内の教職員のそれぞれが自分の役割を認識し、共通理解をした上で、連携して教育に当たることが重要です。また、近隣の学校や管区内の学校との連携、PTAにおける異文化理解講座や異文化間交流の機会の設定等、様々な協力体制を築くことが考えられます。

「開かれた学校」としての全教職員や関係者の協働体制が、指導を効果的にする近道と言えるでしょう。

(3) 「特別の教育課程」の編成・実施

平成 26 年の制度改正により、外国人児童生徒等が在籍する学校において「特別の教育課程」を編成・実施することが可能となりました。「特別の教育課程」とは、外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう、日本語や各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程です。「特別の教育課程」の編成・実施により、児童生徒一人一人に応じたよりきめ細かな指導の実施が可能となります。なお、「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととされており、当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会等に提出することが必要になります。

(参考:「特別の教育課程」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)

(4) 地域との関係 —外部からの支援の活用とその組織化—

外国人児童生徒等を受け入れるための校内体制を整備するには、学校外との協働体制の構築も重要です。外国人児童生徒等への効果的な指導に当たっては、近隣の大学や公的な機関等（例えば、教育委員会、公民館、国際交流協会、NPO等）からの人材の派遣・紹介を活用することも有効です。また、地域において言語、文化等における経験や知識が豊富な協力者を得ることができます。このような人材を学校外からの貴重な「リソース」として登用することが重要です。その際、あくまで主体は子供たちの教育に責任をもつ学校側、教師側にあり、その目的、協力体制、具体的な役割について、外部人材の方と確認しながら、良好な協働体制を構築することが求められます。

学校での支援体制づくりは、近隣地域のみならず学校外の支援が重要です。教育委員会における分掌体制を明確にし、担当者を配置し、支援体制を整えることが必要です。そして、各学校で必要となる具体的な支援、例えば、教員研修や教材、就学案内、就学援助等の制度の整備と活用、進路指導をはじめ新たな課題への対応等、総合的な取組が必要とされます。

【文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」を参考に作成】

2 外国人児童生徒等の受入れに関するQ & A

Q 1 外国人児童生徒等を受け入れる際、事前の準備や保護者、児童生徒との面接で大切なことはどんなことですか。また、保護者に対してどのようなことを配慮すればよいですか。

A 1 編入の面接では、保護者も児童生徒も不安な気持ちで一杯です。言葉だけの説明では十分に伝わらないこともあります。温かい雰囲気をつくるように丁寧な対応を心がけることが重要です。

(1) 日本の学校の様子を伝える

学校では行事ごとに記録をとっていると思います。それらを編集して「学校紹介用の動画」を作成しておく方法が考えられます。映像を通して、日本の学校生活の流れや日本の児童生徒の様子等を具体的にイメージすることができ、未知の学校生活への不安を解消することができます。

(2) 児童生徒の理解を深める

都道府県・市町村によっては、教育委員会に相談窓口があり、担当者が各学校と役所との連絡を進め、編入の面接の際に、外部の支援者である日本語指導の支援者等を派遣する場合があります。しかし、直接、各学校が面接をしなければならないこともあります。

面接に向けては、まず、児童生徒、家族について把握すべき内容を確認して生徒指導個票（相談カード）等を作成しておくことが効果的です。また、面接の際には、①日本語の習得状況、②来日前の就学状況、③日本での滞在予定と高等学校等の進路希望、④保護者の勤務内容と連絡方法、⑤配慮事項（宗教、習慣、食べ物、アレルギー等）、⑥保護者の友人や親戚（日本語が話せる方等）、などについて確認しておきましょう。

(3) 保護者に寄り添って編入の手続きを進める

就学の手続きや銀行口座の開設等、外国人保護者には不安なことがたくさんあります。また、漢字圏出身ではない外国人保護者にとっては、漢字だけの書類は不安を増長させますので、手続きの用紙を事前に学校で用意しておくことで、面接しながら書類を記入し、あとは学校から役所や銀行に連絡をとっておくことで、円滑に手続きが進みます。また、体育着等の準備のため、地域のお店を紹介するとよいでしょう。その際には、地図（ローマ字表記）があると便利です。近くなら面接終了後にお店まで案内することも不安要因を減らすことにつながります。また、日頃より地域との連携を深めておくことで、面接の際に通訳ボランティアとして協力を依頼することもできます。

Q 2 保護者と連絡をとるときに留意することはどんなことですか。その際、保護者が日本語を話せない場合は、どのようにすればよいですか。

A 2 保護者とよく相談をして、よりよい連絡方法を考えていきましょう。

保護者に連絡する際には、すべてのお知らせや手紙にルビ振りをすることが理想ですが、難しい面もあります。また、保護者にとっては、どのお知らせや手紙が大事なのかが分からないこともあります。そこで、健康安全に関するもの、学年だより等の重要なお知らせには赤ペ

ンで丸を付けたり、母語で「重要」と書いたりする工夫をするとよいでしょう。保護者と相談をして、重要なお知らせはメールやSNSで送信したり、簡単なメモを書いて渡したりする方法を行っている実践例もあります。また、現在、各都道府県・市町村で多言語によるお知らせの様式を作成し、ホームページに掲載しているところもありますので、それをダウンロードして活用することも有効です。各都道府県・市町村が作成しているお知らせの様式については、文部科学省の情報検索サイト「かすたねっと」をご覧ください。

学校に派遣される日本語指導の支援者等に連絡を依頼することも考えられますが、すべての連絡をお願いすることはできません。そのため、日本語ですぐに連絡をとれる方を、保護者の友人や親戚の中から探すことも学校生活を過ごす上では重要なポイントです。児童生徒の安全や健康を守る学校教育の方針をしっかりと伝えることで保護者からの協力を得られることにつながります。

参考：文部科学省「かすたねっと」<https://casta-net.mext.go.jp>

Q 3 保護者に、学習評価や進路指導について説明する際に留意することはどんなことですか。

A 3 学習評価については、校長がしっかりと考え方を示す必要があります。児童生徒が将来に希望をもち、より具体的で着実な進路選択とそのための方策をもてるような進路指導が求められます。

学習評価については、一般の児童生徒と同じように目標に準拠した評価を行うことが基本です。ただ、日本の学校に編入してきたばかりで初期の日本語しか習得していない児童生徒にとって、学習するための言語を理解しなければならない教科等を学ぶことは、とても難しいものです。そのため、評価にあたっては評価方法を工夫したり、評価結果を伝える際に、個人内評価として本人の努力を伝えたりするような工夫を行うことが重要です。例えば、

- ・通知票に関しては文章表記を中心に、評価できる教科のみについて記述する。
- ・日本語指導の記録を作成して通知票と一緒に渡す。
- ・教科によっては母語での解答を認め、それを評価する。

・中学生では、定期試験等でルビを振ったり、個別で通訳を配置したりする。

などの配慮が考えられます。日本語ができないから評価もできないという考えではなく、日本語ができなければどのような方法でその子のよさや学力を評価できるかを考えていくことが大切です。そのことは同時に、一般の児童生徒を評価する時の指導の工夫にもつながります。

さらに、中学生には進路指導が重要ですので、評価とともに高等学校入試の制度についても丁寧に説明する必要があります。中学1年生からでも、入試制度や入試条件を保護者に理解してもらうことが重要です。国によっては、いわゆる落第が制度として位置付けられ、運用されているケースもあり、保護者の多くは日本の教育制度についての理解が不十分です。きちんと説明をしないと、中学3年生になって保護者から「この成績なら、どうして2年生の時に落第をさせなかったのか」などという質問を受けることもあります。また、高校入試等について説明を行う進路説明会等への参加を呼びかけてみることも大切です。説明会で、高校に通う同じ国出身の先輩の努力した話や成功体験等を聞いて、安心感や目標をもつことができた実践例もあります。ホームページや進学ガイダンス等から情報を入手して、外国人生徒等や保護者に情報提供することも大切です。

Q 4 外国人相談員等の外部の方との連携はどのようなことが考えられますか。

A 4 地域によっては、学校での外国人児童生徒等に対する日本語指導のために、学校外の人材に協力をお願いしているケースもあります。日本語指導の支援者と情報交換を行い、一緒によりよい支援を考えていきましょう。

日本語指導の支援者は、児童生徒の母語だけでなく、母国の学校の様子や文化を知っている場合もあります。そのことを生かすことにより、児童生徒は短時間で支援者に心を開き、信頼関係を築くことができる場合があります。しかし、支援者が担当する時間や期間は限られており、児童生徒の学校生活のごく一部しか知ることはできません。学校・学年行事等も含め、児童生徒の日々の状況を支援者に伝えることで、より効果的に支援することができます。

支援者を通して、児童生徒の心のつぶやきなどを知ることは、学級担任へのアドバイスにも役立ちます。特に、教頭は、支援者の勤務等に関する事務処理も行うことが多く、このような関係をつくるパイプ役となります。

また、支援者を全職員に紹介して、学校要覧等にも職員として記載している学校があります。ちょっとした管理職の配慮ですが、指導をしている支援者にとっては温かく受け入れてくれたと思うことが多いようです。

Q 5 外国人児童生徒等のことを担任まかせにしないために、管理職としてできる担任への支援はどのようなことが考えられますか。

A 5 言葉が分からないからこそ配慮してあげたいことを管理職の視点から担任にアドバイスしてください。

教室前には、その学級の児童生徒の作品が掲示されています。校内巡視の際に、外国人児童生徒等の作品がどのように掲示されているかを見てみましょう。母語で作文が書かれたあとに担任や日本語指導の支援者が日本語の翻訳を付けている場合があります。また、学級通信で外国人児童生徒等の母語の作文（日本語訳付き）を紹介する実践例もあります。

わずかな配慮の有無でその児童生徒が受ける印象が違ってくるはずです。担任の創意工夫を労いつつ、実践可能な配慮事項についてアドバイスしていきましょう。

Q 6 初めて外国人児童生徒等が入学又は編入してきたとき、学校としてどのように体制を整えたらよいですか。校務分掌では、どのようなことを配慮する必要がありますか。

A 6 外国人児童生徒教育を校内組織の中に明確に位置付けましょう。

外国人児童生徒等が多く在籍し、日本語指導等のための特別な教室（国際教室・日本語教室等）が設置されている学校では、その教室の担当者がコーディネーターとして校内・校外において役割を担っています。

先進的な実践例等を参考にして、管理職が年間を通した役割（学級担任との日常的な連絡方法、学校適応のための会議、日本語指導の記録等）を示していくことがその教室のよりよい運営につながります。

外国人児童生徒等が1～3名程度の学校でも、国際理解教育担当者等を配置している実践例もあります。

しかし、多くの学校では、新しい担当者を配置できないことも考えられます。そのような場合でも、他の関連する教育の分掌の中に役割を明記して、校内組織の中に外国人児童生徒教育を目に見える形にしていき、全教職員が意識できるようにすることが大切です。

Q 7 外国人児童生徒教育に関する研修をしたいのですが、実施する際に留意することはどんなことですか。

A 7 外国人児童生徒教育の充実は、単に外国人児童生徒等だけではなく、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業、安心して過ごせる学級・学校づくりにつながることを、管理職が全教職員に明確に伝えることが重要です。

まず、どのような研修を計画するとよいか情報を集めましょう。同じ市町村の外国人児童生徒等の受入れ経験豊富な学校や国際教室等のある学校、教育委員会の担当者、国際交流協会、地域のNPO等から情報を集めてください。講師の選出については、例えば、直接日本語指導をしている支援者、地域で外国人の支援をしている方、多くの児童生徒を受け入れている近隣の学校の教職員あるいは管理職、地域で働く同じ出身国の方、教育委員会の教育相談の担当者等が考えられま

す。ワークショップ等も取り入れながら、学級担任や日本語指導担当者等が互いに悩みを共有したり解決方法を考えたりできるように工夫したいものです。文部科学省が「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」を開発していますので、参考にしてください

Q 8 外国人児童（生徒）が編入してきたため、異文化理解や多文化共生の視点も大切になってくると思います。学校全体で留意することはどんなことですか。

A 8 管理職が異文化理解や多文化共生の視点も含め、外国人児童生徒教育についての明確なビジョンを示し、目標を共有することで、学校教育全体で取り組んでいくようにすることが求められます。

異なった文化を互いに理解するとともに、自分の隣の友人として他者を理解して、相互に助け合い、時には葛藤しながらも認め合う態度・資質を育むことが課題になります。外国人児童生徒等が日本の文化や習慣について体験を通して理解できるようになることや、日本人児童生徒も外国人児童生徒等も共に学ぶことで異なる文化を理解する能力やコミュニケーションを行う能力の向上といった効果が期待できます。

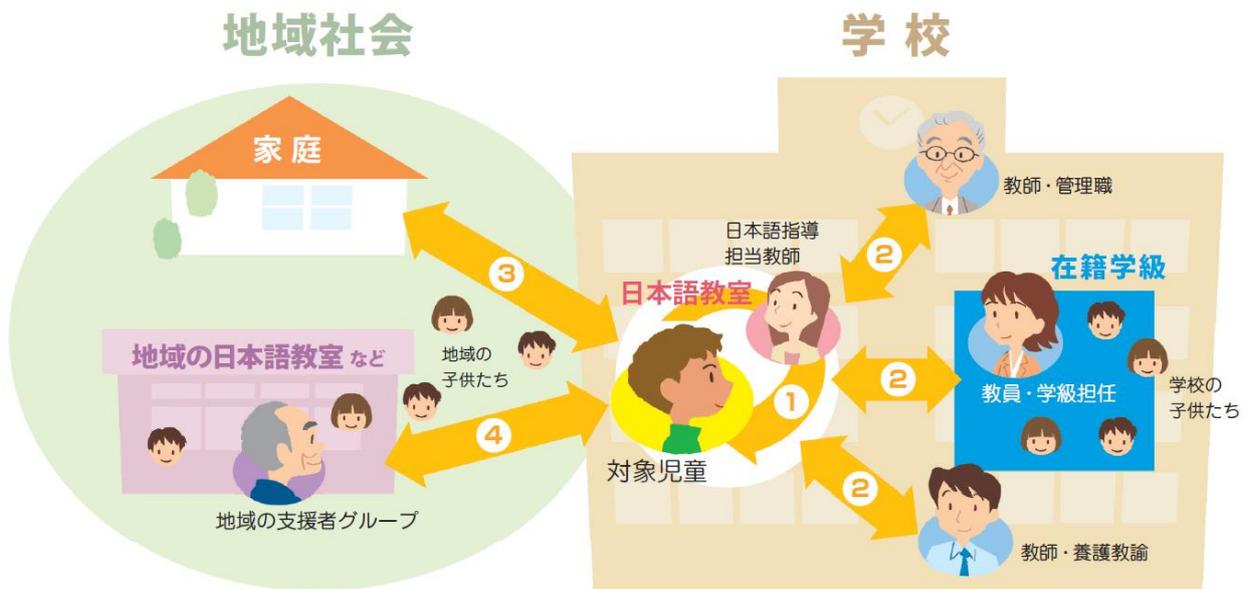
外国人児童生徒等には、日常の生活習慣や行動のルールを身に付ける過程で、生活に必要な日本語を繰り返し使うことが考えられますが、母国の生活習慣や母語の尊重にも配慮します。また、様々な教育活動において、当該児童生徒の特性を生かすとともに、互いの文化や言語、生活習慣等について学び合う相互啓発の場を設定するようにします。

【文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」を参考に作成】

Ⅲ 初めて日本語指導担当になったとき

1 日本語指導担当教員の役割について

初めて日本語指導担当となったとき、不安に感じる方が多いと思いますが、以下のことについて気を付けながら指導しましょう。日本語指導担当教師に期待される役割は、大きく4つ（下図①～④）に分けることができます。日本語指導に直接関連する事柄だけでなく、地域社会全体を視野に入れることが大切です。



【文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」より】

① 児童生徒に対して

生活面の適応、日本語学習、教科学習等の指導や支援を行います。一人一人に応じた指導計画を作成し、それを実施することが主な役割です。

「個別の指導計画」により、児童生徒や学校の実情に応じて、いつ、どの教科で、どのような形態で指導するのか計画を立て、実施します。

また、日本語指導担当教師には、日本語習得が十分ではない児童生徒に代わって、気持ちを周囲に伝える代弁者の役割があります。児童生徒が周囲との関係を築き、「居場所」を広げていくための支援となります。

② 教職員と連携するために

学級担任と連携し、情報交換を行い、教育内容や方針について相談します。また、他の教職員等との情報共有も大切です。

そして、外国人児童生徒教育を学校全体の教育体制の中に位置付けていくことも求められます。

③ 家庭との信頼関係を築くために

外国人の保護者には、自分が経験した出身国・地域の学校教育のイメージしかもたず、日本の学校生活を理解できない場合が多くあります。そのため、丁寧に説明して理解を求めていくことが大切です。

また、外国人の保護者は、日本語が分からない、日本の学校をよく知らないなどの理由で、教育に関心があっても学校に足を運びにくいという状況があります。学校の教育活動に積極的に参加してもらえよう、通訳者を配置するなど、参加しやすい工夫をすることが考えられます。日頃から日本人保護者との接点をつくることで、情報の交流もでき、知り合いの保護者ができることで安心して学校に来ることもできます。

④ 外部機関・地域の関わりに向けての連携

外国人児童生徒等への対応については、日本語指導の支援者や通訳者等の派遣依頼やその計画立案等、教育委員会との連携が必要な場合があります。教育委員会との連絡・調整や、最終的な決定は管理職が行います。

外国人児童生徒等の指導においては、複数の学校の担当者間でネットワークを築くことが有効です。日本語指導の工夫、保護者との関係の築き方等、他校の教員や支援者等との情報交換も大切です。

また、保育園や幼稚園、小・中・高等学校等の間での校種を超えた連携・協力も不可欠です。高等学校への進学の問題に対応するためにも、中学・高等学校間で情報の共有が大切です。

そして、児童生徒は、学校のみではなく、地域の様々な場面で学び、育っています。地域のボランティアの日本語教室や学習支援教室等と協力することで、子供たちを学校と社会の両方で見守り、学習内容に連続性をもたせることも可能となります。地域との連絡会等で、外国人住民とその子供たちの教育について話題にし、共に考える場をもつなど、学校が、地域の教育体制づくりの契機を提供し、拠点となることは、地域に住むすべての児童生徒にとって、よりよい生活環境の整備につながります。

2 日本語指導に関するQ & A

Q 1 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導を学校全体で進めていく上で、どのようなことに配慮すればよいですか。

A 1 校内の連携・共通理解が大切です。

校内での連携・共通理解を図るためには、以下の3点を心がけます。

(1) 日本語指導担当教員と学級担任との連携

在籍学級と取り出し指導（日本語教室、国際教室）、それぞれにおける生活・学習の様子等について、学級担任と情報交換を行い、対象となる外国人児童生徒等の教育内容や方針について相談しましょう。連携を図ることで、学習面では、内容を関連付けたり連続性をもたせたりすることができます。生活面でも、在籍学級の担任と日本語指導担当教師の間で、一貫した教育的対応をすることが可能になります。

(2) 日本語指導担当教員と他の教職員等との情報共有

学校内で外国人児童生徒等に接する教職員等と、児童生徒の様子を伝え合いましょう。外国人児童生徒等を支援するには、日本語習得や他の教科の学習の状況、家庭の様子、また背景にある言語文化について把握していることが重要です。児童生徒を多面的に捉えることは、より教育的な対応方法を考えるヒントになります。また、日本人の児童生徒とはどのような点で異なるのかを認識することが、望ましい指導・支援につながります。

(3) 学校における外国人児童生徒教育の位置付け

日頃から、学校全体の教育体制の中に外国人児童生徒教育が位置付けられていることや、その大切さを周囲の教職員に伝えましょう。また、管理職に日本語指導の状況について頻繁に報告して関心をもってもらったり、問題が起きたときには関係する教職員と共に対応するようにしたりして、日々の活動を通して情報を伝えることも大切です。

Q 2 別室で行う取り出し指導の時間数はどのように決めるとよいのですか。また、取り出し指導をする際に気を付けることはどんなことですか。

A 2 取り出し指導については、学校教育法施行規則の一部を改正する省令により定められています。

特別の指導に係る授業時間数は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、児童生徒の実態に応じて適切に定めます。なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間 280 単位時間を超えて指導することを妨げるものではありません。

なお、日本語指導が必要かどうかの判断は、校長の責任の下で行います。判断に当たっては、日本語指導担当教員や学級担任、教科担当教員、外国人相談員等の複数人により、児童生徒の実態を、日本語の能力、学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいと考えられます。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

- ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとすること。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。

また、取り出し指導の際は、児童生徒の学びに連続性をもたせることが大切です。

在籍学級の学習と取り出し指導での学習を関連付けることで、児童生徒は、取り出し指導で学んだことを土台にし、在籍学級での学習に参加することが可能になります。

例えば、在籍する学級での活動で利用する表現や語彙を、取り出し指導で学ぶことができるようにしたり、取り出し指導で学習した語彙や表現を、在籍学級の担任に意識的に使ってもらったりすることで、児童生徒の学習参加を支援します。

また、在籍学級で、取り出し指導の学習の成果を発表する機会を設けてもらうことも効果的です。

日本語指導担当教師は、地域社会で学んだこと、学校全体の活動で学んだこと、在籍学級で学んだことをつなぎ合わせるために、日本語学習という側面から支援をするパイプ役、あるいはコーディネート役としての役割を担っています。

Q 3 担当している外国人児童（生徒）は、学級の友達ともうまくコミュニケーションが取れており、日常生活には問題がありません。取り出して日本語指導をする必要がないと思われます。通常級で他の児童（生徒）と同じ授業を受けることにしてもよいですか。

A 3 日常会話の力と、学習で求められる力は異なっていることに留意が必要です。

日常会話の力は「生活言語能力」、学習で求められる力は「学習言語能力」と呼ばれています。

「生活言語能力」とは、1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力です。そして、「学習者言語能力」とは、教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力です。

「生活言語能力」については、ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付くものですが、教師による支援も必要です。一方、「学習言語能力」については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。日本語指導担当教師が中心となった計画的な支援が必要になります。

Q 4 覚えてほしいことはたくさんあるのですが、日本語の学習に興味をもてない様子です。なかなか学習が進まないときには、どうすればよいですか。

A 4 学ぶことの意味や楽しさを味わわせながら、必要感のある様々な場面で繰り返し指導することを心がけるとよいです。

成人の学習者と異なり、児童生徒の場合は、日本語学習に目的意識をもてない場合が多く、学習内容が定着しないことがよくあります。それは、児童生徒の生活にとっては、学習している表現や文法規則に必要性が感じられないからかもしれません。

覚えられるまで同じ学習項目に留まって、暗記するような活動を繰り返すことはせず、次の学習に進みます。新たな内容と関連付けて学ばせる、あるいは、しばらくしてから児童生徒の生活や学習状況に関連付けて再び取り上げてみるといった工夫をします。

言語習得のプロセスは、スパイラルに進むと言われています。児童生徒の興味・関心や必要性を考慮し、日本語でコミュニケーションすることの楽しさや、意味が感じられる学習活動の中で、繰り返し指導することが重要です。

Q 5 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の日本語の力を測るために、「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」を活用しています。他に、日本語の力を測る方法はありますか。

A 5 授業の成果物の評価を併用することが考えられます。

「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」を活用して測れるのは一部の力です。例えば、筆記テストで測定できるのは、文法力や語彙力、文字表記の力、読解力、短い文を書く力等、日本語の力の一部です。

児童生徒の言葉の力をトータルで捉えるには、他の側面の日本語の力も把握する必要があります。児童生徒の授業中の観察、発表やスピーチ、作文等の成果物の評価も併用して、力を把握しましょう。

Q 6 日本語指導における学習の成果をどのように評価し、本人や保護者に伝えればよいですか。

A 6 評価の連絡カード等を活用することが考えられます。

日本語指導は、「特別の教育課程」に位置付けられて実施されていますが、学校において「教科」として位置付けられているわけではありませんので、当該児童生徒の学習の評価は学校の判断に任されています。

日本語指導を行う際には、児童生徒が学習した内容（項目）に関して、到達度による評価を行うことが考えられます。

例えば、他の教科の通知表とは別に、「日本語学習のあゆみ」等の評価に関する連絡票のようなものを作成します。それを定期的に児童生徒・保護者に渡すことにより、当該児童生徒の日本語学習の振り返りをさせるとともに、保護者に児童生徒の学校での日本語学習の様子を伝えることも可能です。

Q 7 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に指導をする際は、日本語を早く習得することが大切だと思います。その際、母語を使って指導・支援することが必要だと思いますが、どのようなことに配慮すればよいですか。

A 7 児童生徒の母語の発達状況に応じた対応・支援が重要です。

小学校の低学年で、母語の力自体が十分育っていない場合、母語で説明しても、教科内容の理解が円滑に進むとは限りません。

一方、児童生徒の母語がしっかりしていて、支援者や教師がその母語ができる場合は、母語で補助しながら進めることも考えられます。

母語による支援は、児童生徒にとっては、気持ちを伝えられるので安心できる、日本語だけでは理解できない内容を効率よく理解できるという利点があります。日本語で学ぶとき、日本語の力が壁となり、一時的にそれまでの学習を中断せざるをえない状況になりがちですが、児童生徒が来日前に出身国・地域で学んできたことを生かして、学習を進めることに役立ちます。

母語による支援で陥りやすい問題として、児童生徒が母語に依存し過ぎて日本語を聞いて理解しようという気持ちになれない、母語と日

本語を切り替えながら使用しているので、どちらの言語においても体系的に力を付けられないこと等が挙げられます。

母語を支援のために有効に利用するには、どのような場合に母語で、どのような場合に日本語で対応するのかを、担当者間で相談しておく必要があります。バイリンガル教育においては、指導する側がルールなしに言語を切り替えることは、2つの言語の発達という視点では、プラスに作用しないと考えられています。

児童生徒が母語や母文化を自身の一部として肯定的に捉え、日本社会においても自己実現できるように、日本語と母語の両方の力を育むことが期待されます。そのためにも、母語支援の重要性を確認するとともに、そのありようについても検討を重ねることが求められています。

母語の力と日本語の力

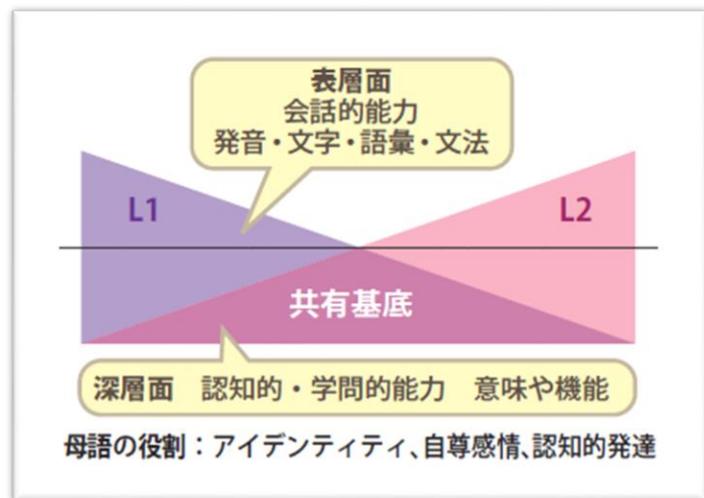
母語（L1）と第二言語（日本語：L2）の関係については、深層面の認知的・学問的な側面を支える力の部分は、共有していると言われてい

ます。発音・文字・語彙・文法、おしゃべりの力等は、表層面の力であり、その言語に触れ、学習しなければ獲得できません。小学校に入学する時期の児童は日常会話の力が身

に付いていても、「今、目の前にある」具体的なこと以外は、まだうまく伝えられません。目前にないことについて述べたり、考えたりするために言語を使用したり、抽象化・一般化して物事を表現したりする深層面の力は、小学校入学後、体系的、意図的な教育を受け、文章に触れ、読み書きの学習を通して育まれます。その認知的・学問的な言語能力や、言葉の意味や機能についての知識は、第二言語を学ぶ時にも活性化されると言われています。

小学校の低学年程度の児童の言語習得の強みは、音の聞き取りや発音、場面と一緒に丸ごと表現を覚えられることです。一方、小学校高学年以上の児童生徒の強みは、母語で培った考える力、分析する力、言葉の概念に関する知識を利用して第二言語を学べることです。

低学年で来日した児童の場合、来日後も母語の習得を意図的に促進させるか、日本語の教育をしっかりと行うかしないと、どちらの言語も思考する力が未発達という状態になることがあります。その場合、言語の問題だけではなく、教科学習にも負の影響が出ます。



【カミンズの相互依存仮説】

Q 8 学校に複数の外国人児童（生徒）が在籍しています。多様な児童（生徒）がいる中でどのように活動内容を決めたらよいか悩んでいます。

A 8 個別に具体的な目標を設定すること、学習項目を選定すること、場面設定・活動を決めること等に配慮し、活動内容を設定します。

まず大切なことは、子供の学習上の課題、問題を基に目標を設定することです。できていることは何か、どんな力があれば課題を解決できるのかを考えます。

次に、その目標達成のための学習項目を選定します。どのような日本語の語彙、表現が必要なのかを考えます。そして、日本語を使ってその課題、問題が達成、解決できるのかという視点をもつことが重要です。周囲の子供や先生、地域の方と対話して児童生徒の個々の課題、問題を解決するには、日本語でどのようなコミュニケーションができるようになればよいかを考えるとよいでしょう。

また、クラスメイト、先生方、外国人相談員等に協力してもらうなど、児童生徒に適切な支援をすることが大切です。

さらに、教室の中だけ、紙と鉛筆だけではなく、子供たちの周囲の環境やICT機器等をリソースとして有効に活用することも検討しましょう。

【文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引」を参考に作成】

<参考> 「特別の教育課程」による場合の指導者と指導形態について

主たる指導者は教員です。

「特別の教育課程」として認められる形態

【パターンA】

- ・教員が全体の指導を行う。
- ・学校が作成した指導計画を基に、指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。

【パターンB】

- ・学校が作成した指導計画を基に、同じ学習内容を指導しているが、1時間の授業の一部において、児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、教員と指導補助者が分担して指導を行う。

【パターンC】

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループの分け、異なる学習内容を教員と指導補助者が交代で行う。
- ・指導補助者は学校が作成した指導計画を基に、教員が事前に準備した教材を使用するなどして指導を行い、教員は指導内容に責任をもつこととする。

※図の「補助」は指導補助者を表している。
外国人相談員等が指導補助者に当たる。

「特別の教育課程」として認められない形態（課外なら実施可能）

【パターンD】

- ・指導補助者が全体の指導を行う。
- ・また別の指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。

【パターンE】

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、指導補助者が分担して指導を行う。